

## 日本帝国、脱植民地化、アジア民衆、戦後保障、新しい関係づくりの課題

(オルタ提言関連メモ)

武藤 一羊

### I 戦後日本国家の成り立ちと植民地責任

- 占領：日本・朝鮮・沖縄、それぞれ別形態；東京裁判一勝者・占領者の立場；性奴隷制問はず；天皇免責；植民地切り離し、米国のアジア支配に直結し、米国沖縄軍事支配、象徴天皇制、平和・民主主義憲法、戦前帝国の合理化原理が一体化した戦後国家つくる；朝鮮戦争・中国封鎖、冷戦のなかでSF講和・安保；朝鮮人・台湾人、一方的国籍剥奪、権利剥奪、米軍事植民地として沖縄を切り捨て；この構造（冷戦・米国のアジア支配）下での、戦後日本経済・社会の復興・発展；オルタ提言の射程としては、最低戦後国家の成り立ちのなかにある植民地責任を明確にし、不正を正すこと、さらにそれを通じて歴史的な植民地責任—アイヌ、沖縄、台湾、朝鮮の征服、併合、植民地統治—についての総括にすすむ—近代日本の批判的総括を展望。

### II 問題の展開

- 戦後国家形成の核心部分に組み込まれた自己免責構造＋脱植民地化の欠落；90年代冷戦の終わりとアジアの多くの独裁政権の崩壊のなかで、当事者による戦後責任追及が始まり、それへの巻き返し過程としての歴史総括・国際関係（韓国併合の合法性など）・戦後補償・靖国・教科書；植民地責任としての在日問題・入管体制・民族差別；日本政府はこれらについて対応を迫られ国民基金など疑似解決；それに対して、右翼は過去正当化による自己免責のための巻き返し—歴史修正主義；植民地化／脱植民地化・非軍事化とジェンダーの関連が「慰安婦」問題、南京大虐殺、沖縄における反基地・軍事主義反対運動などの過程で可視化。

### III 現状の問題点

- 戦後補償訴訟 すべて敗訴（慰安婦・下関地裁（98.4）、中国人強制連行・福岡地裁（02.4）、同・福岡地裁（02.4）勝訴、上級審ですべて敗訴）；事実認定、道義的責任、立法措置の必要など付記ふえる；国家無答責、国籍条項（援護法）、SF平和条約による個人請求権放棄（およびその準用）、除斥期間経過、受忍義務、国家間相互保障など；都合よく組み合わせ；国籍条項—恩給法思想（田中宏）
- 訴訟支える運動の力；個別ケース、ネットワーク、国際化、女性法廷
- 立法措置—国会図書館法改正—恒久平和調査局 cf. 真実和解委員会；「戦後補償法制定要求（戦後補償を考える弁護士連絡協会、戦後補償立法を準備する弁護士の会、今村嗣夫、戦後補償ネットワーク）」；進行中のプロセス—シベリア抑留者、BC級戦犯、慰安婦法案の順で立法化予定、シベリアが審議中だが国籍条項；法制化のいかなる法制化を求めるか；
- 「慰安婦」問題—クマラスワミ（96）、マクトゥガル（98）勧告、人権理事会、4年

ごとの勧告で2008年「加害者処罰」含めて勧告、河野談話と国民基金で解決済みとして一貫して無視；一女性法廷の意味—裁き・処罰／国境を越えたネットワーク／フェミニズムとナショナリズム／ジェンダーと平和の有機的関連の焦点化；女性法廷の影響力；／国民基金／「和解」の動きの性格と評価；右翼による慰安婦、教科書、ジェンダーフリー・バッシングなどセットにして政治的焦点化；

#### IV 国連人権レジームとの関係

- 国連人権委員会→人権理事会 4年ごとの国別人権状況全般の評価；死刑、留置所、慰安婦などなすべきことの勧告（ただし政府がやらぬことを選べる）；2001年国連反人種主義・差別撤廃世界会議（ダーバン会議）＋2009再検討会議；植民地主義、奴隷貿易に遡る評価と脱植民地化の宣言—植民地責任の観点の明確化（イスラエル問題めぐり米国＋多くの欧州国家の脱退、日本は参加）

2010・6・8